

投資奨励委員会事務局 告示

P-12 / 仏暦2543年(2000年)

件名 貿易投資支援事務所に関する事業範囲の規定

仏暦2543年(2000年)8月1日付け、投資奨励業種、規模、条件に関する件、仏暦2543年 2号、投資委員会布告が発令されたことに関し、仏暦2520年(1977年)投資奨励法第13条および16条に基づく権限により、事務局は、仏暦2543年、9月22日、投資委員会の同意を受け、布告末尾の業種表の業種7. 10による貿易投資支援事務所に関する事業範囲を規定することを必要と見なした。以下のとおりである。

1. 系列内企業の管理統括およびサービス
2. 事業の助言アドバイスを与えること。証券売買、外国為替の販売は除く、会計、法律、広告、建築、工学に関しては、奨励事業の申請を提出する前に、事業登録局、あるいは関係官庁の当該事業の許可を受けること。
3. 商品調達に関する情報提供サービス
4. 建築、土木を除く、エンジニアリングおよび技術サービスの提供
5. 布告末尾の業種表の7. 13業種による奨励申請を受けない商品規格、製造規格、サービス規格の試験、および保証書の発行業務
6. 商品輸出業
7. 機械、道具、設備に関する事業、例
 - ・卸売のための輸入
 - ・教育訓練サービス
 - ・据付け、メンテナンス、補修修理
 - ・布告末尾の業種表の7. 14業種による奨励申請を受けない計測 (Calibration)
8. 布告末尾の業種表の5. 8業種による奨励申請を受けないコンピュータープログラム(ソフトウェア)の設計開発
9. 国内製造製品の卸売

これらに関しては、この告示が、以後適用となる。

告示日 仏暦2543年(2000年)11月22日

署名 スタポン・カウイターノン

投資委員長官